

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名
自民党市議団、公明党市議団、
民進党市議団、日本維新の会市議団、
京都党市議団、無所属(▲),
無所属(▲),無所属(△)

違法民泊対策の体制強化を求める決議

京都市では、これまで、「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、平成28年4月から平成29年8月末までの間に、2,600件を超える苦情や相談に対し、3,490回に及ぶ現地調査を行い、告発も含め343箇所の営業を中止させるなど、違法民泊対策に取り組まれてきた。

また、平成29年度には、各区の衛生課業務を保健福祉局の「医療衛生センター」に集約し、民泊対策に特化した専門チームを設置するとともに、新たに民間事業者による調査を開始し、さらに、指導に当たる専門職員を年度途中で新たに採用するなど、違法民泊対策の体制強化が図られてきた。

しかしながら、違法民泊に係る市民からの通報や苦情は後を絶たず、また、平成30年度からは新たに「住宅宿泊事業法」が施行されるとともに、これに併せて、条例をはじめとする本市独自のルールの制定、施行も予定されていることから、一層充実した、新たな実施体制が必要となっている。

よって京都市においては、今後、民間活力の導入の一層の推進など、新たな手法を導入するとともに、旅館業法に関する事務を所管する保健福祉局の「医療衛生センター」のみならず、関係各局が連携することにより、全庁一丸となった強力な体制を構築していくことを求める。

以上、決議する。

年 月 日

京都市会